



出 展 規 約



1. 出展申し込みと契約成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾し、同意した上で、ウェブまたはメール、ファックスにてお申し込みください。
エンジョイ魚まつり実行委員会（以下主催者とする）は、これを審査の上、本イベントの趣旨に適合するものと考えられる出展物を展示・販売する出展希望者に対してのみ出展を許可し、「請求書」を発行いたします。
出展者と主催者の出展契約は、出展許可の連絡をもって成立するものとします。

2. 出展料の支払い

出展者は2020年8月31日（月）までに、出展料の支払いを完了するものとします。
※2020年8月31日（月）までにご入金を確認できない場合は、主催者より出展申し込みを取り消す場合があります。

3. 出展の取り消し

出展の取り消しまたは出展申し込みに際して申し込んだ出展スペース（以下「ブース」）の変更については、文書にその理由を明記し、主催者へ提出してください。
出展確定後の取り消しについて申し込み後の取消を希望する場合、ブース出展料の100%の取消料をいただきます。
出展者が、取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金するものとします。
※出展確定日とは出展契約の成立日を指します。

4. ブースの転貸などの禁止

出展者および申込者は、契約したブースを主催者の書面による承諾なしに転貸、売買、交換または譲渡することはできません。

5. ブース位置の決定

ブース位置の決定方法は、契約したブース数、出展内容等を考慮の上、主催者の一任とさせていただきます。
2ブースで申し込まれる場合、テントの並びは横連棟になります。
持ち込みのテントが3m×3mを超える場合は、2小間での申し込みとなります。

6. ブースの設置、および会場内の管理

出展者は、共同で火災予防・衛生・清掃などの措置をとると共に、会場の品位と美観を向上させるように各自努めてください。
出展者が会場内の施設を破損した場合、その程度に応じ、賠償の責任を負います。

7. ブースの使用方法

(1) 宣伝・営業活動（のぼり・バナー等の掲出・着ぐるみ等を含む）はすべてブースの中で行うものとし、ブース以外のスペースを使用しての宣伝活動はできません。
また、出展者は宣伝活動のためにブースの近くの通路が混雑しないように責任を持つものとします。
(2) 出展者は、他のブースに隣接している場所では、隣接するブースを妨害する形での自社ブースの施工はできません。
隣接のブースから苦情が出た場合、主催者はイベントの運営上、ブース装飾の変更可否を判断し、主催者が変更を必要と認めた場合は、出展者はその判断に従い、装飾の変更を行ってください。
(3) 主催者は、音・操作方法・材料または、その他の理由から問題があると思われる展示物・イベントの目的に適合しない展示物を制限、禁止及び撤去する権限を有するものとします。
この権限は、人・物・行為・印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のものすべてに及ぶものとします。
(4) 出展者は(3)の制限、禁止及び撤去を行ったことによる費用を負担するものとします。また、その際にこれらの変更・禁止及び制限に起因するすべての損失・損害に関し主催者に対して損害賠償を請求はできません。

8. 搬入・搬出/ 出展時間

搬入・搬出は、すべて出展者の負担において行い、定められた時間内に完了してください。
ブースは10月3日（土）、4日（日）両日ともAM10:00までに必ずオープンしてください。
また、イベント開催時間中は、必ず営業を行うものとします。
開場時間中は必ず小間内に常駐の上、来場者への対応・安全管理及び出品物の管理に当たってください。
終了時間前の終了・撤去はできません。

9. 出展品目・条件

出展者は下記の販売禁止品目やPR方法等のルールにご注意ください。
(1) 販売禁止品目について
・花火類・火薬取締法及び高压ガス取締法に規定する物品並びにこれらに準ずる物
・公序良俗に反する物、及びイベント開催にあたって主催者が不相当と認める物

(2) 販売・PR方法の規制について

- ・のぼり、バナー等の掲出は、ブースの敷地内に掲出可能です。
 - ・拡声器等の使用は禁止とします。
 - ・出展にあたり発生したごみは責任をもって回収を行ってください。
- ※ごみ回収により発生した費用は出展者が負担するものとします。

■ 10. 保障条項

出展者は主催者に対し、エンジョイ魚まつりの出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。

■ 11. 会場内の整備

出展者は、会期中の会場内の整備については、イベント本部の指示に従うものとします。ゴミは出展者が回収し持ち帰りとなります。

■ 12. 契約の解除

(1) 主催者は出展確定後でも出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。

- ① 指定された期日までに出品料の支払いがなされない場合
- ② 規約7項(ブースの使用法)および規約9項(出展品目・条件)に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合
- ③ 出展者の出展品が規約10項(保証条項)に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合
- ④ その他、エンジョイ魚まつりの適正かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合
- ⑤ 手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた場合
- ⑥ 仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申し立てがあった場合
- ⑦ 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明した場合

(2) 主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展者は以下の事項を意義なく承認するものとします。

- ① エンジョイ魚まつり開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出品物を撤去して、ブースを原状に復帰すること。
- ② 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
- ③ 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。
- ④ 出展者が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

(3) 主催者は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行するウェブサイト、会場内掲示等について出展者の該当記事、名称等を削除する等の措置をとることができるものとします。

■ 13. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備またはイベントの建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

- ① 出展者の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展者と共に被告とされた場合を含む)。
- ② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします)。

■ 14. エンジョイ魚まつりの開催中止

雨天決行となりますが、台風、地震、天災等による止むを得ない中止の場合は、事前に通知します。

なお、万が一大会が中止の場合でも、出展料金の返金は一切いたしませんので、ご了承ください。

■ 15. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。また、出展者は主催者が定めるすべての規約・規定等を本イベントの利益保護のためにと解釈し、その実行に協力するものとします。